

山口県報

令和4年
3月22日
(火曜日)

目 次

○規則

山口県文化財保護条例施行規則（文化振興課）

山口県文化財保護条例施行規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十一号

山口県文化財保護条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 山口県指定有形文化財（第二条―第十四条）
- 第三章 山口県指定無形文化財（第十五条―第十九条）
- 第四章 山口県指定有形民俗文化財及び山口県指定無形民俗文化財（第二十条―第二十二條）
- 第五章 山口県指定史跡、山口県指定名勝及び山口県指定天然記念物（第二十三条―第三十一条）
- 第六章 山口県選定保存技術（第三十二条・第三十三条）
- 第七章 雑則（第三十四条―第三十六条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第二章 山口県指定有形文化財

（指定の申請）

第二条 条例第四条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に写真（キヤビネ型）、拓本、実測図、見取図、土地の所在図その他参考となる資料を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び員数
- 二 所在の場所
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 五 構造、形式、品質、形状、寸法、重量その他の特徴
- 六 製作者
- 七 製作の年代又は時代
- 八 由来又は沿革
- 九 保存管理の状況
- 十 その他参考となる事項

（指定の同意）

第三条 条例第四条第二項の規定による同意をした者は、文化財指定同意書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

（指定書の交付）

第四条 条例第四条第六項の規定による指定書の交付は、指定書（別記第二号様式）によりするものとする。

2 指定書に記載する員数に細目がある場合には、その細目並びに構造及び形式又は寸法その他の特徴は、指定書附書（別記第三号様式）に記載するものとする。この場合において、指定書附書は、当該指定書として取り扱うものとする。

（指定書の再交付）

第五条 条例第四条第一項の規定による指定を受けた者は、指定書を滅失し、損傷し、亡失し、又は盗み取られたときは、指定書再交付申請書（別記第四号様式）を知事に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、指定書の再交付申請が指定書の損傷に係るときは、申請の際当該指定書を添えなければならない。

(管理責任者の選任等の届出)

第六条 条例第七条第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、文化財管理責任者を選任した場合にあっては文化財管理責任者選任届(別記第五号様式)に、文化財管理責任者を解任した場合にあっては文化財管理責任者解任届(別記第五号様式)によりしなければならない。

(所有者の変更等の届出)

第七条 条例第八条第一項の規定による所有者の変更の届出は、文化財所有者変更届(別記第六号様式)に指定書を添えてしなければならない。

2 条例第八条第二項の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、文化財所有者氏名等変更届(別記第七号様式)又は文化財管理責任者氏名等変更届(別記第七号様式)によりしなければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体指定の同意)

第八条 条例第九条第二項の規定による同意をした者は、文化財管理団体指定同意書(別記第八号様式)を知事に提出しなければならない。

(滅失、損傷等の届出)

第九条 条例第十二条の規定による滅失、損傷、亡失又は盗難の届出は、文化財滅失等届(別記第九号様式)によりしなければならない。この場合において、滅失、損傷、亡失又は盗難の届出が文化財の損傷に係るときは損傷の状態を示す写真(キャビネ型)、見取図その他損傷の状態を記載した書類を、文化財の滅失に係るときは指定書を届出の際添えなければならない。

(所在の場所の変更の届出)

第十条 条例第十三条の規定による所在の場所の変更の届出は、文化財所在場所変更届(別記第十号様式)に指定書を添えてしなければならない。

2 条例第十三条ただし書の規定により所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 条例第十六条第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 二 条例第十八条第一項の規定による勧告を受けて行う措置のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 条例第十八条第二項の規定による勧告を受けて行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

四 条例第十九条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及

ぼす行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

五 条例第二十条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

六 条例第二十二条第一項又は第二項の規定による勧告を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

七 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更が三十日を超えないとき(公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとするときを除く)。

3 条例第十三条ただし書の規定により所在の場所の変更について、所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない理由がある場合とする。

4 前項の規定による届出は、所在の場所を変更した後二十日以内に行なければならない。

(現状変更等の許可申請)

第十一条 条例第十九条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、文化財現状変更等許可申請書(別記第十一号様式)に次に掲げる書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真(キャビネ型)及び見取図

三 許可申請者が所有者又は権原に基づく占有者以外の者であるときは、所有者又は権原に基づく占有者の承諾書

四 管理責任者又は管理団体がある場合において、許可申請者が管理責任者又は管理団体以外の者であるときは、管理責任者又は管理団体の意見書

五 その他参考となる資料

(着手及び終了の報告)

第十二条 条例第十九条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真(キャビネ型)及び見取図を添えなければならない。

(維持の措置の範囲)

第十三条 条例第十九条第二項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 山口県指定有形文化財が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすこ

となく当該山口県指定有形文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をすることの許可を受けたものについては、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了時の現状）に復するときは、当該現状

二 山口県指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

（修理の届出等）

第十四条 条例第二十条第一項の規定による修理の届出は、文化財修理届（別記第十二号様式）に次に掲げる書類等を添えて、当該修理をしようとする日の二十日前までにしなければならぬ。

一 修理の設計仕様書及び設計図

二 修理をしようとする箇所の写真（キヤビネ型）及び見取図

三 修理しようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

四 その他参考となる資料

2 前項の文化財修理届又は書類等に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、知事に届け出なければならぬ。

3 条例第二十条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真（キヤビネ型）及び見取図を添えて、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第三章 山口県指定無形文化財

（指定等の申請）

第十五条 条例第二十六条第一項の規定による指定又は同条第二項の規定による認定若しくは同条第五項の規定による追加認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に芸芸の内容を現す写真（キヤビネ型）、保持者の履歴書その他参考となる資料を添えて、知事に提出しなければならない。

一 名称

二 保持者の氏名、生年月日、芸名又は雅号及び住所（保持団体にあつては、その名称、設立年月日、事務所の所在地並びに代表者及び構成員の氏名、生年月日、住所及び経歴）

三 芸芸の内容（音楽、演劇又はこれに関連する無形文化財にあつては、使用楽器、衣装、曲目等を含む。）

四 芸芸の由来又は沿革

五 音楽、演劇又はこれに関連する無形文化財については、その行われる時期及び場所

六 その他参考となる事項

（認定書の交付）

第十六条 条例第二十六条第二項の規定により保持者又は保持団体として認定したとき又は同条第五項の規定により保持者又は保持団体として追加認定したときは、認定書（別記第十三号様式）を当該保持者又は保持団体に交付するものとする。

（認定書の再交付）

第十七条 条例第二十六条第二項の規定により保持者又は保持団体として認定を受けたもの又は同条第五項の規定により保持者又は保持団体として追加認定を受けたものは、認定書を滅失し、損傷し、亡失し、又は盗み取られたときは、認定書再交付申請書（別記第十四号様式）を知事に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、認定書の再交付申請が認定書の損傷に係るときは、申請の際当該認定書を添えなければならない。

（認定書の返付）

第十八条 条例第二十七条第一項、第五項若しくは第七項の規定により山口県指定無形文化財の指定が解除されたとき又は同条第二項若しくは第七項の規定により山口県指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定が解除されたときは、当該山口県指定無形文化財の保持者若しくはその相続人又は保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）は、速やかに当該認定書を知事に返付しなければならない。

（保持者の氏名変更等の届出）

第十九条 条例第二十八条の規定により届け出なければならない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 保持者が芸名又は雅号を変更したとき。

二 保持者についてその保持する山口県指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。

2 条例第二十八条の規定による届出は、保持者の氏名若しくは住所の変更又は前項第一号に規定する場合にあつては文化財保持者氏名等変更届（別記第十五号様式）に、同項第二号に規定する場合にあつては文化財保持者心身故障届（別記第十六号様式）に、保持者が死亡した場合にあつては文化財保持者死亡届（別記第十七号様式）に、保持団体の名称又は事務所の所在地の変更の場合にあつては文化財保持団体名称等変更届（別記第十八号様式）に、保持団体の代表者の変更又は構成員の異動の場合にあつては文化財保持団体代表者等変更届（別記第十九号様式）に、保持団体の解散（消滅を含む。）の場合にあつては文化財保持団体解散届（別記第二十号様式）に認定書を添えてしなければならない。

3 知事は、保持者の氏名の変更又は第一項第一号に規定する場合の届出、保持団体の名称の変更の届出又は保持団体の代表者の変更の届出があったときは、認定書を書き替えて当該保持者又は保持団体に交付するものとする。

第四章 山口県指定有形民俗文化財及び山口県指定無形民俗文化財
(指定の申請)

第二十条 条例第三十二条第一項の規定による山口県指定有形民俗文化財の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に写真(キャビネ型)、拓本、実測図、見取図、土地の所在図その他参考となる資料を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び員数
 - 二 所在の場所
 - 三 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 四 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 構造、形状、形式、寸法、重量その他の特徴
 - 六 製作者
 - 七 製作の年代又は時代
 - 八 由来又は沿革
 - 九 保存管理の状況
 - 十 その他参考となる事項
- 2 第十五条の規定は、山口県指定無形民俗文化財の指定の申請について準用する。
(現状変更等の届出)
- 第二十一条 条例第三十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、有形民俗文化財現状変更等届(別記第二十一号様式)に次に掲げる書類等を添えて、知事に提出しなければならない。
- 一 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の設計仕様書、設計図又は計画書
 - 二 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真(キャビネ型)及び見取図
 - 三 届出者が所有者又は権原に基づく占有者以外の方であるときは、所有者又は権原に基づく占有者の意見書
 - 四 管理責任者又は管理団体がある場合において、届出者が管理責任者又は管理団体以外の方であるときは、管理責任者又は管理団体の意見書
 - 五 その他参考となる資料
- (準用規定)
- 第二十二条 第三条から第十条まで及び第十四条の規定は、山口県指定有形民俗文化財

について準用する。

第五章 山口県指定史跡、山口県指定名勝及び山口県指定天然記念物
(指定の申請)

第二十三条 条例第三十七条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に写真(キャビネ型)、位置図、見取図、土地の所在図その他参考となる資料を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 名称
 - 二 所在地
 - 三 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 四 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 現状及び特色
 - 六 由来又は沿革
 - 七 保存管理の状況
 - 八 その他参考となる事項
- (標識)

第二十四条 条例第三十九条の規定により設置する標識は、石造とする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することができる。

- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記入するものとする。
 - 一 山口県指定史跡、山口県指定名勝、山口県指定天然記念物の別及び名称
 - 二 山口県の文字
 - 三 指定年月日
- (説明板)
- 第二十五条 条例第三十九条の規定により設置する説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記入するものとする。
- 一 山口県指定史跡、山口県指定名勝、山口県指定天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 説明事項
 - 四 保存上の注意事項
 - 五 その他参考となる事項
- 2 前項の説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。ただし、地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。
(境界標)
- 第二十六条 条例第三十九条の規定により設置する境界標は、石造又はコンクリート造

とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角以上の四角柱とし、地表からの高さは、三十センチメートル以上とする。

3 第一項の境界標の上面には指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字及び山口県の文字を彫るものとする。

(標識等の形状等)

第二十七条 前三条に定めるもののほか、標識、説明板及び境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置について必要な事項は、山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

2 前項の規定は、囲さくその他の施設について準用する。
(標識等の設置に関する報告)

第二十八条 第二十四条から前条までに定める基準に従い、標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、その旨を記載した報告書に次に掲げる書類を添えて当該施設を設置しようとする日の二十日前までに知事に提出するものとする。

一 設置場所を示す図面

二 工事計画書(設計図及び仕様書を含む。)

三 説明板の設置に係る場合は、説明板の記入事項を記載した書面

(土地の所在等の変更の届出)

第二十九条 条例第四十条の規定による土地の所在等の変更の届出は、土地の所在等変更届(別記第二十二号様式)に変更後の所在、地番、地目及び地積を記入した地図を添えてしなければならない。

(維持の措置の範囲)

第三十条 条例第四十条の二第二項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物が損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をすることの許可を受けたものについては、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為終了時の現状)に復するとき。

二 山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物が損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物の一部が損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(準用規定)

第三十一条 第三条、第六条から第十二条まで及び第十四条の規定は、山口県指定史跡、山口県指定名勝及び山口県指定天然記念物について準用する。

第六章 山口県選定保存技術

(選定の申請)

第三十二条 条例第四十二条第一項の規定による選定又は同条第二項の規定による認定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書に技術又は技能の内容を現す写真(キャビネ型)、保持者の履歴書その他参考となる資料を添えて、知事に提出しなければならない。

一 名称

二 保持者の氏名、生年月日、芸名又は雅号及び住所(保存団体にあつては、その名称、設立年月日、事務所の所在地並びに代表者又は管理人及び構成員の氏名、生年月日、住所及び経歴)

三 技術又は技能の内容

四 技術又は技能の由来又は沿革

五 保存の措置を必要とする理由

六 その他参考となる事項

(準用規定)

第三十三条 第十六条から第十九条までの規定は、山口県選定保存技術について準用する。この場合において、これらの規定中「保持団体」とあるのは「保存団体」と、第十八条及び第十九条中「代表者」とあるのは「代表者又は管理人」と、同条第二項中「文化財保持団体名称等変更届」とあるのは「文化財保存団体名称等変更届」と、「文化財保持団体代表者等変更届」とあるのは「文化財保存団体代表者等変更届」と、「文化財保持団体解散届」とあるのは「文化財保存団体解散届」と読み替えるものとする。

第七章 雑則

(台帳)

第三十四条 知事は、文化財の種類ごとに台帳を備え、必要な事項を登記するものとする。

2 前項の台帳には、写真、実測図等を添えておくものとする。
(書類の提出)

第三十五条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、文化財の所在地（山口県指定無形文化財、山口県指定無形民俗文化財及び山口県選定保存技術にあっては、保持者の住所又は保持団体若しくは保存団体の事務所の所在地）を管轄する市町の教育委員会（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体にあつては、市町長。以下同じ。）を経由して提出しなければならない。

2 市町の教育委員会は、前項に規定する書類を受領したときは、これに意見を付すことができる。

（その他）

第三十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別記

第1号様式（第3条、第22条、第31条関係）

文 化 財 指 定 同 意 書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（電話番号 局 番）

私の所有（占有）する下記の有形文化財、山口県指定有形民俗文化財、山口県指定史跡（名勝・天然記念物）

指定することについて、山口県文化財保護条例第35条において準用する同条例第4条第1項の規定により同意します。

記

1 名称及び員数

2 所在の場所

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式 (第4条、第22条関係)

何 第 号	指 定 書 附 書	割 印	名 称	員 数	員数の細目並びに構造及び形式又は寸法その他の特徴

備考 / 指定書附書が二枚以上になるときは、「指定書附書」の下に、「その一」、「その二」等と順を追って記載する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式 (第5条、第22条関係)

指 定 書 再 交 付 申 請 書	年 月 日	山口県知事 様	郵便番号	住所	申請者 氏名	(法人にあっては、主たる 事務所の所在地 (法人にあっては、 代表者の氏名 (電話) 局 番)
<p>下記のとおり指定書を⁵滅失(損傷・亡失)したので、山口県文化財保護条例施行規則第22条において準用する同規則第5条の規定により、再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>/ 種別、名称及び員数</p> <p>2 指定書の記号番号及び指定年月日</p> <p>3 滅失(損傷・亡失・盗難)の年月日及び場所</p> <p>4 滅失(損傷・亡失・盗難)の理由</p> <p>5 その他参考となる事項</p>						

添付書類
盗難の場合にあっては、盗難届出証明書
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式 (第6条、第22条、第31条関係)

文化財管理責任者 解任届	年 月 日
山口県知事 様	
郵便番号	(法人にあっては、主たる 事務所の所在地 にあっては、名称及 び代表者の氏名 番)
届出者 住所 氏名 (電話 局 番)	
<p>下記のとおり管理責任者を解任したので、山口県文化財保護条例第35条において適用する第7条第3項の規定により届け出ます。</p>	
記	
1 種別、名称及び員数	
2 指定書の記号番号及び指定年月日	
3 管理責任者の氏名 (名称) 及び住所	
4 管理責任者の職業及び年齢	
5 解任の年月日	
6 解任の理由	
7 その他参考となる事項	

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物にあっては、指定年月日を記載すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式 (第7条、第22条、第31条関係)

文化財所有者 変更届	年 月 日
山口県知事 様	
郵便番号	(法人にあっては、主たる 事務所の所在地 にあっては、名称及 び代表者の氏名 番)
届出者 住所 氏名 (電話 局 番)	
<p>下記のとおり所有者に変更があったので、山口県文化財保護条例第35条において適用する第8条第1項の規定により届け出ます。</p>	
記	
1 種別、名称及び員数	
2 指定書の記号番号及び指定年月日	
3 旧所有者の氏名 (名称) 及び住所	
4 新所有者の氏名 (名称) 及び住所	
5 変更の年月日	
6 変更の理由	
7 その他参考となる事項	

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物にあっては、指定年月日を記載すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式（第7条、第22条、第31条関係）

文化財管理責任者氏名等変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 (法人にあっては、主たる) 届出者 住所 (事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及) (び代表者の氏名) (電話) 局 番

下記のとおり氏名(名称)所を変更したので、山口県文化財保護条例第35条において準用する同条例第8条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 変更前の所有者の住所 氏名(名称)所
- 4 変更後の所有者の住所 氏名(名称)所
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由
- 7 その他参考となる事項

添付書類

- 1 住所の変更の場合にあっては、住民票
 - 2 氏名の変更の場合にあっては、戸籍抄本
- 注 指定書の記号番号及び指定年月日は、山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物にあっては、指定年月日を記載すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第8号様式（その1）（第8条、第22条、第31条関係）

文化財管理団体指定同意書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 (法人にあっては、主たる) 同意者 住所 (事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及) (び代表者の氏名) (電話) 局 番

私の所有(占有)する下記の山口県指定有形民俗文化財(山口県指定史跡(名勝・天然記念物))について、山口県文化財保護条例第35条において準用する同条例第9条第1項の規定により第4条において準用する同条例第9条第1項を管理団体に指定することに同意します。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物にあっては、指定年月日を記載すること。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 この様式は、所有者(権原に基づく占有者)の同意書として使用する。

第8号様式 (その2) (第8条、第22条、第31条関係)

文化財管理団体指定同意書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

同意者 主たる事務所の所在地
名 称

代表者の氏名
(電話 局 番)

の所有 (占有) する下記の山口県指定有形民俗文化財について、山口県指定有形民俗文化財(名勝・天然記念物)山口県指定史跡(名勝・天然記念物)第9条第1項の規定により、山口県文化財保護条例第35条において適用する同条例第9条第1項の規定により第4条において適用する同条例第9条第1項の規定によりを管理団体に指定することに同意します。

記

1 種別、名称及び員数

2 指定書の記号番号及び指定年月日

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物にあっては、指定年月日を記載すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

2 この様式は、市町その他の法人の同意書として使用する。

第9号様式 (第9条、第22条、第31条関係)

文化財滅失等届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
(電話 局 番)

下記のとおり盗み取られたので、山口県文化財保護条例第35条において適用する同条例第12条第4条の規定により届け出ます。

記

1 種別、名称及び員数

2 指定書の記号番号及び指定年月日

3 所有者の氏名 (名称) 及び住所

4 管理責任者の氏名 (名称) 及び住所

5 滅失 (損傷・亡失・盗難) の事実の発生の日時及び場所

6 滅失 (損傷・亡失・盗難) の事実の発生当時における管理の状況

7 滅失 (損傷・亡失・盗難) の原因並びに損傷の場合は、その箇所及び程度

8 滅失 (損傷・亡失・盗難) の事実の発見の日時及び場所

9 滅失 (損傷・亡失・盗難) の事実の発見後の措置

10 その他参考となる事項

添付書類

盗難の場合にあっては、盗難届出証明書

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物にあっては、指定年月日を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第10号様式（第10条、第22条、第31条関係）

文化財 場所変更届	年 月 日
山口県知事 様	郵便番号
	届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
	(電話番号 局 番)

下記のとおり所在の場所を変更したので、山口県文化財保護条例第35条において準用する同条例第3条の規定により届け出ます。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者の氏名（名称）及び住所
- 4 管理責任者の氏名（名称）及び住所
- 5 現在の所在の場所
- 6 変更後の所在の場所
- 7 変更しようとする年月日
- 8 変更しようとする理由
- 9 その他参考となる事項

令和4年3月22日 火曜日

山口県報

(号 外-12)

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物にあっては、指定年月日を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第11号様式（第11条、第31条関係）

文化財現状変更等許可申請書	年 月 日
山口県知事 様	郵便番号
	申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
	(電話番号 局 番)

下記により山口県指定史跡(名勝・天然記念物)第19条第1項の規定により申請します。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名（名称）及び住所
- 5 占有者の氏名（名称）及び住所
- 6 管理責任者又は管理団体がある場合は、その氏名（名称）及び住所
- 7 現状の影響を及ぼす理由
- 8 現状の変更内容及び実施の方法
- 9 現状の影響を及ぼす行為の変更のため所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに当該行為の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 10 現状の影響を及ぼす行為の変更の着手及び終了の予定時期
- 11 現状の変更による工事その他の行為の施行者の氏名（名称）及び住所
- 12 その他参考となる事項

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物にあっては、指定年月日を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(裏)

交付の年月日
再交付の年月日
書替交付の年月日

事務所の所在地	変更年月日

注 / 次の場合には、この認定書を返付してください。

- 一 山口県指定無形文化財の場合にあつては、その指定が解除されたとき。
- 二 山口県選定保存技術の場合にあつては、その選定が解除されたとき。
- 三 認定が解除されたとき。
- 2 保持団体又は保存団体が名称、事務所の所在地、又は代表者若しくは管理人を変更したときは、この認定書を添えて届け出てください。

備考 / 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

2 この様式は、保持団体又は保存団体の認定書として使用する。

第14号様式 (第17条、第33条関係)

認定書再交付申請書
年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所 氏名
(電話 局 番)

下記のとおり認定書を滅失(損傷・亡失)したので、山口県文化財保護条例施行規則第33条において適用する同規則第17条の規定により、再交付を申請します。

記

- 1 名 称
- 2 認定書の記号番号及び認定年月日
- 3 滅失(損傷・亡失・盗難)の年月日及び場所
- 4 滅失(損傷・亡失・盗難)の理由
- 5 その他参考となる事項

添付書類

盗難の場合にあつては、盗難届出証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第15号様式 (第19条、第33条関係)

文化財 保持者氏名等変更届		年 月 日
山口県知事 様		
郵便番号	届出者 住所	
氏 名	氏 名	
(電話	局	番)
<p>下記のとおり氏名 (芸名・雅号・住所) を変更したので、山口県文化財保護条例^{第44条}において準用する同条例第28条の規定により届け出ます。</p>		
記 記		
1 名 称		
2 認定書の記号番号及び認定年月日		
3 変更前の氏名 (芸名・雅号・住所)		
4 変更後の氏名 (芸名・雅号・住所)		
5 変更の年月日		
6 その他参考となる事項		

添付書類

- 1 住所の変更の場合にあっては、住民票
 - 2 氏名の変更の場合にあっては、戸籍抄本
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

令和4年3月22日 火曜日

山 口 県 報

(号 外-12)

第16号様式 (第19条、第33条関係)

文化財 保持者心身故障届		年 月 日
山口県知事 様		
郵便番号	届出者 住所	
氏 名	氏 名	
(電話	局	番)
<p>下記のとおり保持者が心身の故障を生じたので、山口県文化財保護条例^{第44条}において準用する同条例第28条の規定により届け出ます。</p>		
記 記		
1 名 称		
2 認定書の記号番号及び認定年月日		
3 保持者の氏名及び住所		
4 心身の故障の生じた年月日		
5 心身の故障の状況		
6 その他参考となる事項		

添付書類

- 1 医師の診断書
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第17号様式 (第19条、第33条関係)

文化財保持者死亡届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住 所

氏 名 (保持者との続柄)

(電話 局 番)

下記のとおり保持者が死亡したので、山口県文化財保護条例^{第28条}第44条において準用する同条例^{第28条}第28条の規定により届け出ます。

記

- 1 名 称
- 2 認定書の記号番号及び認定年月日
- 3 保持者の氏名及び住所
- 4 死亡の年月日
- 5 死亡の理由
- 6 その他参考となる事項

添付書類

死亡の事実を証明する戸籍抄本
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第18号様式 (第19条、第33条関係)

文化財保持団体名称等変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 事務所の所在地

名 称

代表者又は管理人の氏名

(電話 局 番)

下記のとおり^{第28条}保持団体の事務所^{第28条}の所在地^{第44条}を変更したので、山口県文化財保護条例^{第28条}第44条において準用する同条例^{第28条}第28条の規定により届け出ます。

記

- 1 名 称
- 2 認定書の記号番号及び認定年月日
- 3 変更前の保持団体の事務所^{第28条}の所在地^{第44条}
- 4 変更後の保持団体の事務所^{第28条}の所在地^{第44条}
- 5 変更の年月日
- 6 その他参考となる事項

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第19号様式（第19条、第33条関係）

文化財 保持団体 代表者等変更届	年 月 日
山口県知事 様	郵便番号
届出者 事務所所在地 名称	届出者 事務所所在地 名称
代表者又は管理人の氏名 (電話 局 番)	代表者又は管理人の氏名 (電話 局 番)

下記のとおり 保持団体の 代表者 (管理人) 員 を変更 (異動) したので、山口県文化財保護 条例 第44条において 保存団体の 構成 規定により 届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列 4とする。

第20号様式（第19条、第33条関係）

文化財 保持団体 解散届	年 月 日
山口県知事 様	郵便番号
届出者 事務所所在地 名称	届出者 事務所所在地 名称
代表者又は管理人の氏名 (電話 局 番)	代表者又は管理人の氏名 (電話 局 番)

下記のとおり 保持団体が 解散 (消滅) したので、山口県文化財保護条例 第44条において 適用する 同条例 第28条 規定により 届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列 4とする。

第21号様式 (第21条関係)

有形民俗文化財現状変更等届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 (法人にあっては、主たる) (法人にあっては、事務所の所在地、名称及び) (法人にあっては、) (代表者の氏名) (電話) 局 番

届出者 住所 氏名

下記により山口県指定有形民俗文化財の現状に影響を及ぼす行為、山口県文化財保護条例第34条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名 (名称) 及び住所
- 5 占有者の氏名 (名称) 及び住所
- 6 管理責任者又は管理団体がある場合は、その氏名 (名称) 及び住所
- 7 現状の影響を及ぼす行為を変更する理由
- 8 現状の影響を及ぼす行為の変更内容及び実施の方法
- 9 現状の影響を及ぼす行為の変更のため所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに当該行為の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 10 現状の影響を及ぼす行為の着手及び終了の予定時期
- 11 現状の影響を及ぼす行為に係る工事その他の行為の施行者の氏名 (名称) 及び住所
- 12 その他参考となる事項

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第22号様式 (第29条関係)

土地の所在等変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 (法人にあっては、主たる) (法人にあっては、事務所の所在地、名称及び) (法人にあっては、) (代表者の氏名) (電話) 局 番

届出者 住所 氏名

下記のとおり土地の所在 (地番・地目・地積) に変更があったので、山口県文化財保護条例第40条の規定により届け出ます。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 変更前の土地の所在、地番、地目及び地積
- 4 変更後の土地の所在、地番、地目及び地積
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由
- 7 その他参考となる事項

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

令和四年三月二十二日印刷
令和四年三月二十二日発行

発行人所

山口県知事